

# 生涯スポーツ学研究(Japanese Journal of Lifelong Sport)

## 投稿・執筆・審査規程

### 1. 投稿規程

#### 〈投稿者の資格〉

- 1.1.1. 投稿は本学会の正会員に限るが、筆頭者以外の共同執筆者には会員以外の者を含むことができる。その場合は査読料として年会費1年分に相当する額を1名ごとに支払うものとする。ただし、編集委員会が執筆を依頼した場合はこの限りではない。
- 1.1.2. 投稿しようとする正会員は1年以上継続する会員資格を有することとする。ただし、入会と同年度に投稿を希望する者は、当該年度の学会大会で発表し、かつ、査読料(1編 5,000円)を支払わなければならない。
- 1.1.3. 投稿原稿は原則として未発表のものに限る。学会大会等の発表抄録集、梗概、資料等、国、自治体等からの委託による調査研究結果報告等に収録されたものは初出を明記することを条件として未発表のものとなす。

#### 〈掲載内容の区分〉

- 1.2. 本誌掲載内容は総説論文、原著論文、研究資料、実践報告、短報、翻訳、その他の区分を設ける。投稿にあたっては投稿者が区分を自己申告し、編集委員会が適切であるかを審査する。

#### 〈使用言語〉

- 1.3. 原稿に使用する言語は原則的に日本語または英語とする。

#### 〈著作権〉

- 1.4. 投稿された原稿の著作権は本会に帰属する。ただし論文の内容に関わる責任は当該論文の著者が負う。

#### 〈原稿の提出と返却〉

- 1.5.1. 原稿の提出先は本会編集委員会とする。
- 1.5.2. 原稿はPDFファイルとして作成し、メールに添付して提出する。提出するファイルは、以下の2つとする。
  - 1) 著者名・所属機関、論文タイトル、原稿区分(総説論文、原著論文、研究資料、実践報告、短報、翻訳、その他)からなる「標題ファイル」。
  - 2) 論文タイトル、原稿区分(同上)、抄録(英文、和文)、キーワード、本文、引用文献、図表・写真等からなる「原稿ファイル」(著者名・所属機関等は記載しない)。
- 1.5.3. 個人名や所属機関等が特定できる情報はそれぞれのファイルのプロパティから削除すること。

#### 〈早期公開〉

- 1.6. 査読結果において「A:掲載可」の評価が得られた論文は、J-Stage上での早期公開を希望することができる。
- 1.6.1. 早期公開を希望する場合は、最終審査終了後の掲載通知を受けた際に編集委員会に申し出ることとする。

#### 〈別刷り〉

- 1.7. 掲載原稿の別刷りを必要とする場合は申し出があればこれに応じるが、その実費は投稿者の負担とする。

#### 〈投稿規程の改定〉

- 1.8. 投稿規程の改定は編集委員会がその必要を認めた場合に行い、理事会での審議を経て総会で承認を得るものとする。

### 2. 執筆規程

#### 〈投稿原稿の体裁〉

- 2.1.1. 原稿はA4判タテ用紙を使用し、ワードプロセッサ等で作成する。
- 2.1.2. 最終審査終了後の掲載通知を受けた場合はワードプロセッサ等によるテキストファイルを提出すること。テキストファイルに写真が含まれる場合は、併せてそのオリジナルデータを提出するものとする。
- 2.1.3. 審査員が要修正事項や照会事項を指摘しやすくするため、また著者が修正対応表(回答コメント)で修正・

対応箇所を明示するために、「原稿ファイル」にページ番号(ページ下部中央)および行番号(ページごとに振り直し)を付加する。

#### 〈文体と文字〉

- 2.2. 原稿に使用できる文字は以下のものとする。
- 1) 外国語の和文表記にはカタカナを用いる。
  - 2) 数字は特に必要な場合を除きアラビア数字を用いる。
  - 3) 固有名詞等に用いる外国語は原語のまま用いる。ただし、既に習慣化している固有名詞についてはカタカナ表記とする。
  - 4) 数字およびアルファベットは半角(1マスに2文字)で表記する。
  - 5) 句読点は原則として「、(コンマ)」および「.(ピリオド)」を用いる。

#### 〈学術用語・学名等の表記〉

- 2.3. 学術用語は文部科学省の学術用語集を参考とする。生物の学名はイタリックとする。

#### 〈原稿の長さ〉

- 2.4. 投稿規程「1. 2. 掲載内容の区分」により、投稿論文の原稿ファイルのページ数を、総説 24 ページ以内、原著論文など総説以外の論文 16 ページ以内とする(1 ページは 40 文字×30 行。いずれも図表を含む)。なお、査読結果に基づき修正を加えた原稿のページ数が超過した場合は投稿者に超過分の実費を請求する。

#### 〈論文タイトルと副題〉

- 2.5.1. 表題・副題ともに和文および英文の双方を必要とする。
- 2.5.2. 副題をつける場合には、コロン(:)で続ける。
- 2.5.3. 英文タイトルの最初の単語は、品詞の種類にかかわらず第 1 文字を大文字にする。その他は、固有名詞など、特に必要な場合以外はすべて小文字とする。
- 2.5.4. 和文および英文の氏名・所属を明記する。

#### 〈抄録(Abtract)とキーワード〉

- 2.6. 英文(200words 以上 300words 以内)の抄録とキーワード(英語と日本語それぞれ 5 つ以内で検索を意識してタイトル内の用語は避ける)をつける。和文抄録については英文抄録の確認(文字数の制限はなし)として英文抄録と共につける。

#### 〈章節の表記〉

- 2.7. 論文および報告に記載する見出し番号にはポイントシステムを用い次の順とする。
1. (大見出し), 1.1(中見出し), 1.1.1.(小見出し), 1) 片括弧, (1) 両括弧

#### 〈引用文献〉

- 2.8. 原稿中および引用文献の文献表記の形式は、和文英文とも「体育学研究」に準ずる(<http://taiiku-gakkai.or.jp/>から「体育学研究」を参照)。ただし、引用文献の英文雑誌名については略記せず完全誌名を表記する。

例: Nogawa, H., Yamaguchi, Y., and Hagi, Y. (1996) An empirical research study on Japanese sport tourism in sport-for-all events: Case studies of a single-night event and a multiple-night event. *Journal of Travel Research*, 35: 46-54.

#### 〈注記・付記〉

- 2.9.1. 注を付ける場合は、本文のその箇所に注1), 注2)のように通し番号をつけ、本文と論文末の文献表との間に一括して番号順に記載する。注記の見出し語は「注」とする。

- 2.9.2. 付記は原稿が受理された後に書き加える。

#### 〈図・表および写真〉

- 2.10.1. 図・表は原稿本文とは別の紙を用い、図・表 1 つにつき 1 ページとして作成する。そのまま写真製版して印刷できるようにする。ただし、特殊な印刷については(例えばカラー印刷等)、その実費を投稿者が負担する。原稿本文の余白に、およその挿入位置等を指定する。

- 2.10.2. 図・表および写真には、先頭よりそれぞれに通し番号と見出しをつける  
(図と写真は該当の下部中央、表は上部中央)。

〈執筆規程の改定〉

- 2.11. 執筆規程の改定は編集委員会が必要と認めた場合に行う。

### 3.審査規程

〈審査〉

- 3.1.1. 投稿された原稿については審査(査読)を受けるものとする。
- 3.1.2. 編集委員長と副編集委員長ならびに担当編集委員の協議の上、投稿された原稿の内容やフォーマット等に問題があると認められた場合は、デスク・リジェクト(通常の審査(査読)を経ずに掲載不可の決定)とする。
- 3.1.3. 編集委員会が原稿の内容により適任者(原則として会員とする。但し、やむを得ない場合は非会員とすることができる。)を1~2名選定し、審査(査読)を依頼する。
- 3.1.4. 審査(査読)結果には査読者の所見とともに以下の区分をもって評価が明記される。
- A. 修正の必要がなく、そのまま掲載可。
- B. 修正と修正後の再審査が必要。
- C. 掲載不可。
- 3.1.5. 編集委員会は査読の結果に基づき、掲載可、修正再審査、掲載不可の判定をし、審査結果及び査読者の判定と所見を投稿者に通知する。
- 3.1.6. 「B. 修正と修正後の再審査が必要」の判定の場合には査読者の判定と所見を投稿者に送付し、論文の修正原稿ならびに修正対応表の提出を求める。
- 3.1.7. 修正・再提出された論文の再審査に際しては、査読者に対して互いの査読結果および修正内容を開示する。
- 3.1.8. 受理日は編集委員会で掲載可と判定された日とする。

〈審査規程の改定〉

- 3.2. 審査規程の改定は理事会がその必要を認めた場合に行い、総会での審議を経て承認を得るものとする。

平成 14 年 11 月 23 日 制定

平成 24 年 10 月 27 日 改定

平成 28 年 3 月 4 日 改定

令和 2 年 10 月 31 日 改定

令和 3 年 5 月 27 日 改定